

第347回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成26年2月12日（水）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス
（鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、米村委員、生越委員、武良委員、
米田委員、祇園委員、景山委員、遠藤委員
鳥取県：松澤水産振興局長、清家漁業調整係長、森田漁業調整係長
事務局：岸本事務局長、宮永次長、前田書記
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
（1）すくい網漁業の操業に関する指示について（協議）
（2）小型いかつり漁業におけるLED集魚灯の取扱について（協議）
（3）平成25年度ばいかご網漁業の操業状況等について（報告）
（4）ひらめ網の検討状況について（報告）

6 議事の経過及び結果

定刻となり、岸本事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、米村委員、米田委員が指名され、議事に入った。

議事1 すくい網漁業の操業に関する指示について（協議）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

前田書記が資料1に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい、説明が終わりました。皆さんがたの方からのご質疑承ります。

〔景山委員〕 去年は、非常に量はなかったけども、昨年どおり36隻の島根県側の制限を、組んでいる。

〔田口会長〕 去年どおりです。去年は38です。

〔景山委員〕 38か。

〔田口会長〕 今年が2隻少ない。

〔景山委員〕 それで、36隻。

〔田口会長〕 そうですね。

〔景山委員〕 実績があるということですね、申し訳ない、すいません。

〔田口会長〕 はい、他にございませんか。はい、それでは、よろしいですか、4ページの資

料で、島根県には承認隻数 36 隻というかたちで通知をしてよろしいですね。
〔一同〕 はい。

議事 2 小型いかつり漁業におけるLED集魚灯の取扱について（協議）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

清家係長が資料 2 に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい、説明が終わりました。ご質疑をお願いします。これは今日決めるのか、協議して。そういう方向で考えておりますけれどもよろしいでしょうか。

〔清家係長〕 はい。

〔田口会長〕 それでできれば、じゃ、よければこれで行きますと、決めたいという。

〔清家係長〕 はい。

〔田口会長〕 そうのことだそうでございます。

〔清家係長〕 また暫定的な基準ではありますので、暫定的な措置というかたちで考えておりますので必要に応じて見直してはいきたいと思っておりますし、また国から統一的な基準なりが出てきましたら、またそれに合わせた取扱いなどを検討していかなきゃいけないというふうには思っています。

〔田口会長〕 ないですか。景山さん、ないですか。

〔景山委員〕 いえ、いえ。

〔田口会長〕 ないですか。

〔景山委員〕 今まず、あんまり、今事務局から報告がありましたけど、現在のいか釣りでは船はないけど、他県から購入した船に、こういうLEDがついているということで急遽小型いかつり協会の理事会でも協議して、今さっき事務局が言われたようにとりあえずA案で諮問がありましたのでこれで行って、また暫定的にまたその都度あったら、また改正すればいいのかなと思っております。小型いかの方はA案で了承するんだね。

〔清家係長〕 はい。

〔田口会長〕 ということですが、いかがですか。何度も書いてありますように当面の間という文面もありますし、暫定的な措置という文面もありますから、何度もあるようにとりあえずそういう方向で行って、変更もあり得るといふことの了解の中でこれでいいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 はい、ありがとうございます。それでは2番目の小型いか釣り漁業におけるLED集魚灯の取扱は提示案、原案のとおりで行います。

議事 3 平成 25 年度ばいご網漁業の操業状況等について（報告）

〔議案について報告された。〕

清家係長が資料 3 に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい。報告の説明が終わりました。質疑に入ります。

〔生越委員〕 鳥取県・兵庫県の県境と書いてあるけど、それからこれは兵庫県が設置したとあるけどフロンティア漁場ですか、または兵庫が個別にやった漁礁という格好ですか。増殖場だと思うんだけど。

〔清家係長〕 大規模増殖場という形で各県連携で設置を行う、連携して計画を作ってやっていく増殖場になります。

〔生越委員〕 私が聞きたいのは兵庫県の設置と書いてあるからな、鳥取関係ない漁礁かなと思ったり、やっぱり漁業していたら、あれば取組んでやっているものなので、それとこれ疑義は違反したというか、それで違反と言うものか、それからこれは許可違反ですか。場所が兵庫県沖に行きなつたと、鳥取沖は通らん、許可証にも違反してないということで。

〔清家係長〕 県境沖というところもあってですね、この県境はどうしていくのかというところがありましてですね、それでその県境について、県の方での認識と漁業者の認識がちょっとずれていたというところがあったので、指導を行ったというところがございます。ただ一方で、そのズワイガニ増殖場というのは、ズワイガニ増殖場を除くというなかたちで許可の取扱になっておりまして、そここのところについては違反の可能性はあるんですが、ないとは言えないのですが実際に向こうは認識してなかった、あるいは知らなかったというところがあったので故意があるとは言えないところもございます。

〔生越委員〕 それ、知らなかった。故意ではなかったと言われて、どういう格好ですか。鳥取県としては、これは違反ですと注意したとか、文書で注意を出したとか、そういうようなことは、それやったことはあるのですか。

〔清家係長〕 一応文書とかは出してはないのですが、ズワイガニ増殖場なので速やかに撤去してくださいという話はしております。

〔松澤局長〕 ちょっとよろしいですか。

〔田口会長〕 どうぞ。

〔松澤局長〕 もう少し分かりやすく言うと、兵庫県が設置をしたズワイガニ漁礁というのは一部が鳥取県の沖合に設置をしてあるということです。それで、従って鳥取県の鳥取県知事の管轄する水域の中に兵庫県のズワイガニ漁礁の一部が設置をしてあるということなので、いわゆるズワイガニ漁礁内では操業してはならないということに抵触をすると。ただ、形式上は抵触するのですが、実は許可権者である鳥取県側が、兵庫県が鳥取県の海域に増殖場を造成をしておいたということを実は十分認識をしていなかったことによってですね、操業者に対してそういう指導を結果的には怠っておいた。そのことによって生じた違反ということなので、これはその許可をした方にも相当の責任があるということで漁具は撤去していただきましたけども、送致をするというようなそういう違反としては取扱えないと判断をしたということでもあります。

〔田口会長〕 はい。

〔生越委員〕 分かりましたけど、これを言うようにしても許可証のあれを東経何度ということを決めないと鳥取沖だけとか、やってないんですよ。それで県境が分からないと分からないから。もう、これに関しては十分ね、こういうかご網というやつはいろいろ違反があるもので、十分注意して指導してやってください。

〔景山委員〕 いいかな。

〔田口会長〕 はい。

〔景山委員〕 それで、兵庫県との県境は鳥取県と決めてないわけ、だいたい。正確には。県境。

〔森田係長〕 そうですね、県境の真北というようなことなのですけど、今、許可の取扱方針、鳥取県沖合ということになっていますのではっきりとは今は、はい。

〔景山委員〕 決めてない。

〔森田係長〕 引いてないです。何度何分とかというかたちでは、はい。

〔景山委員〕 昔はベニかごもね、鳥取県沖合で大和堆とかああいうところへ来てやっているわけだな。それと一緒に、ある程度、この増殖場のところははねてくださいよということも明確にね、これから漁業者に指導してやればそういうトラブルがあった時にもそれなりの措置ができると思います。鳥取県も兵庫県の県境は決めてないから、たぶん鳥取県区域に漁礁を据えぬと思うのにね、第一、鳥取県に同意はとってないと思うもんね、やるときに。だからこういういろいろの方法で行政処分というのはできんと思うし、こういうのが今期また操業する人に対して十分指導して、漁業者にやったらこういうトラブルも起きんと思いますので一つ漁業者に指導して、操業者が知るようにしてやってください。

〔生越委員〕 再度ですけど、これフロンティア漁場ですか。こんなのも兵庫県独自でやった、多分ないと思うのだけど。

〔松澤局長〕 国の補助金を活用してやった事業です。

〔生越委員〕 だから、国の直轄事業でやった、だから鳥取県の合意ではないでしょう。

〔松澤局長〕 いやいや、兵庫県独自の事業ではないです。福井県から鳥取県までが1つの計画書を作ったものを、国に提出をして認めてもらってそれぞれの県が国の補助金を受けて設置をしたと、こういうことであります。直轄事業ではないです。

〔生越委員〕 直轄事業でないのか。

〔田口会長〕 いずれにせよ、さっきの話のように、事業者が認識していないんで、それで、行政の方も、ここはいけませんよという指導もしてないというところから出てきているわけですから、こういうことがないように行政の方もきちんと対応して、教えてあげないと。

〔松澤局長〕 ちょっと補足。景山委員のお話もあったので補足します。生越委員が言われる直轄事業というのは国が実際に事業費を出して国が主体でやることを直轄事業とおっしゃっているんで、そういう事業ではないです。国の補助金は出ていますということでもいいですか。それで、この話のややこしいところは、兵庫県もばいかごをやっておって、鳥取県にもばいかごがあって、それで、お互いが、じゃどういうルールで操業する。県境を境にどういう範囲で許可を出し合うことを認めるかという通常の漁業ではないんですね、兵庫県の方はなし、それで鳥取県だけあるということで、なかなか入会の操業区域を設定することができない。それからもう1つは、底びき業界から相当な反対があって、それで、許可をもらいたいという人は周年操業をずっと要望されておったのですけども、底びき業界との調整をつけることができないので、底びきの禁止期間について認めたということで、生越委員おられますけども、底びき業界としては認められない漁法だというそういう理解をずっとしてきたのです。しかし、沿岸漁業経営上やりたいという話があったし、チャレンジをされるかたについては、県は手を差し伸べたというようなこともあって操業をして

おるのです。従って、やっぱり十分に注意をして操業をしてもらう必要があるし、それから我々が許可を出したからにはきちっとチェックをする、その管理をする責任があるので、会長がおっしゃるようにしっかりと指導はしていかなければいけないというふうに思っております。それで、くどいようですけども、我々としては県民ですから県民の最大の利益を得ようと思って許可を考えるわけですけど、通常は。相手にそういう漁業がないものですから、しかも必ずしも賛成ではないという人に対して交渉するということになるの大変難しい面があるので、かにかごのように鳥取県沖合と称して大和堆でもやるというのは実質上無理だというふうに。

〔景山委員〕 今まではそうだったって例がある。

〔松澤局長〕 いやいや、それは関係県全部が漁業をやっていたという状況があるので、そういうことも可能だったのですけども、これについては島根県と鳥取県しかありません。つまり兵庫県にはないということでもなかなか難しい点があるので、十分ね、相談をさせていただいてやります。

〔景山委員〕 局長。

〔松澤局長〕 はい。

〔景山委員〕 それで、今年も操業させるだかいや、させんだかいや。

〔松澤局長〕 いやいや、だから、さっき説明がありましたけども、許可の方針を協議させていただきます。

〔景山委員〕 生越さんが言われるように底びきに著しい被害があればな。だけえ、被害状況はどげなだ、あんたのところでもやってみて、被害が底びきにあっただかいや。

〔生越委員〕 被害があった、ないかよりも。

〔景山委員〕 いや、著しくやっぱり数字が出るから、ああだろうと訴えて、ここから漁業するものが芽を摘むことになりかねないので、やっぱりこういう漁のない時に、そういういい漁業があったらぜひとも鳥取県の漁業者にまたこれが成功して、またすぐ見本になってやるようにするものが行政の仕事で、頭からだめだ、じゃなしにやっぱり前向きな姿勢でやってきたらと思いますけど、沿岸漁民でもそう被害があったということも聞いていませんし、兵庫県のズワイガニの増殖場、これも県も本当に杜撰だったということでもね、これが知っていたら自分でいって、そういうことがあったということで、会長、報告を受けて、十分注意して操業させるようにしてやってください。

〔田口会長〕 はい、他にはありませんか。

〔米田委員〕 会長さん。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔米田委員〕 それだったらこの134度22分って言ったらだいたいぶん県境越えているでしょう。

陸上鼻から真方位を真っ直ぐ鳥取県側という許可にしたらどんなもんでしょうな。これ県境が入るからそんなトラブルがあるでしょうから、22分と言ったらかなり兵庫県側に行っているでしょう。

〔森田係長〕 いや、22分は鳥取県側です。

〔米田委員〕 鳥取県側か。陸上鼻よりそうだが。

〔森田係長〕 ええ、陸上鼻より、そうですね、あそこより西側と言うか、はい、そうです、22分。

〔景山委員〕 県境はともかく、その増殖場は言うようにまた指導して、兵庫県からクレームがつかんように操業をさせるのがこの会ですからね。

〔田口会長〕 今、現状としてそれしか方法ないでしょう。

〔松澤局長〕 問題は会長、島根県のばいかご漁業者がズワイの増殖場内で操業しておるという問題がある。それで、それはなぜかと言うと島根県のばいかご漁業は周年やっけていて底引きとの問題があるだが、増殖場内の方が漁具をなくさんし、操業トラブルを起こさないで、増殖場の中に入れていくということがあります。それで、それは増殖場を造った意味がないじゃないかということで島根県の方には継続して申し入れはしているのですけれども。

〔田口会長〕 兵庫から。

〔松澤局長〕 私の方が。

〔田口会長〕 鳥取から。

〔松澤局長〕 私の方が、だから県民から見ると鳥取県の沖合に造成してある増殖場の中に島根県のばいかご漁業者が操業しているのに、なんで鳥取県の漁業者の操業は認めんたいという意見もあるし、それから害があるのだから島根県の漁業者の操業を止めさせろという話があると。それで、これが今のところ功を奏してない、私共の努力不足ということも。

〔田口会長〕 ただ、それは鳥取県の被害だけで、今おっしゃるのは、ばいかごは鳥取はやっているけど兵庫はやってないということだから、兵庫はあんまり本気にならないですわな。お願いしますと言ったって、はい、分かりましたと言わないですわな。その辺の難しい話になる。

〔松澤局長〕 うん、難しいし。ただ、さすがに兵庫県が造った増殖場の中に鳥取県のばいかご漁業者が漁具を入れていたらすぐ取れって言いますからね。だから、やはりよくないという。

〔景山委員〕 だけど行政は鳥取県の範囲に漁礁を入れたのを知らなかったら。

〔松澤局長〕 だから兵庫県はすぐ取れと言って取らせたのに、鳥取県はなんで認めるのだ、認めとるだいやという、そういう意見はあると思います。

〔田口会長〕 それは、それはありますよ、人情的にはありますよ。

〔松澤局長〕 それはそうです、そうです。

〔景山委員〕 いろいろ問題があつてね、一概に。

〔田口会長〕 指導してください。もうそれしかない。

〔景山委員〕 島根県の言い分としては白島の沖の漁場を追い出す考えもつらつら言っておるだけな、どっちがいいかという、やっぱり苦勞をするところがある。

〔松澤局長〕 ただね、会長、我々逃げるわけではないけども、制度上一次的に指導する責任は島根県庁にあるのです。島根県知事の許可でやっているわけですから、島根県庁に指導する義務があるのに一向にしないですね。

〔景山委員〕 組合員がばいかごをやっていますので指導はしますので、やっぱりそういう漁礁を設置されるところに、やっぱり兵庫県、局長が言われるように兵庫県の方もばいかごをする業者がおればいいけど、鳥取県は1者稼働ですので、兵庫県から言われれば、はい、はいって言うしか方法が今のところないです。

〔田口会長〕 はい。だいぶん煮詰まりましたけど質問等ないですか。とにかくよしなにやっ

てくださいませ、ということで。じゃ、そのような形でこの報告案件は取りまとめたいと思います。

議事4 ひらめ網の検討状況について（報告）

〔議案について報告された。〕

前田書記が資料4に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい、以上です。どうしていいのか分かん。

〔景山委員〕 長々と説明するというと分かんようになる。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔米田委員〕 これは中部と西部の協議会の意見が書いてあるわけですけども、東部の方からの意見は聞かないんですか。

〔前田書記〕 本来は東部の方にも意見を持っていきたいのですが、その東部の方に意見を持っていく場にまだなっていないということでもあります。

〔米田委員〕 なぜかな。

〔前田書記〕 まだ実はその許可を検討するにあたって、西部さんとの間にはその自主規制、申し合わせが前提としてあって、許可が検討できるのではないかという下地がございましたので、まず西部地区に話を持ってまいりました。それで西部地区の話し合いが、折り合いがついた後、今度は東部地区に話を持って行って、それでそれらを踏まえて最終的にどうするかという判断をしようかというふうに考えていましたけれど、西部地区の皆さんと話をしている段階で今のような状況になっているというのが実態でございます。

〔米田委員〕 会長さん、11月のときには遠藤さんにたずねたときに、田後沖にはいい漁場があるということでしたが、夜明け1時間ぐらいということで僕の方はいいですけども、田後だけの問題ではありませんので明後日に東部振興協議会があります。副会長さん、そのときに手っ取り早いじゃないかな。皆さん、皆さんに意見聞いてでも。

〔生越委員〕 ええけど、その西部や中部の意見をまとめてになるということに合わんでしょう。

〔米田委員〕 いや、これから出るということについて。

〔生越委員〕 検討ですぐできるかな。

〔前田係長〕 今ですね、県としては固定式刺網、三重網、これまでどおりに扱わざるを得ないのかなという状況にあるわけですし、それについてちょっと皆さまのご意見をまずは伺いたいというのが、今回報告の趣旨です。それで、例えばですけど、結果として許可についてはもうこのまま現状で置いておけばいいという話になったときに、その東部振興協議会さんの方と協議が必要なのかというのはちょっと別に考えさせてもらわないといけないのかなと思いますが。

〔米田委員〕 考えるって田後沖に来てな、中部、西部がいいから、田後沖に来たということは無条件で出すということなら、これも抵抗があるじゃないかな。

〔前田係長〕 要は、今の三重網の許可のまま、変わらない条件ということが方向として決ま

ればということなのですが。

〔景山委員〕 前田君よ。

〔前田係長〕 はい。

〔景山委員〕 いいですか、会長。

〔田口会長〕 はい。

〔景山委員〕 前田君よ。

〔前田係長〕 はい。

〔景山委員〕 今、にっちもさっちもいかんだがな、東部もなあ。東部振興協議会に持っているような資料もないしなあ、なあ。

〔前田係長〕 そうですね。

〔景山委員〕 現状でやらずしかないでしょう、今。それに向かってやったって県の方もなかなか難しい問題だけえなあ。あと、もう一斉、言わんでいい。

〔遠藤委員〕 ちょっといいですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕 この資料にあるとおりですけど、結論は前回この委員会でこのひらめ網の許可証ということで検討をお願いするということでしたけども、その後、西部さんと文書のとおりで県の水産課さんに努力してもらって調整していただいたわけけども、その現状はやっぱり漁業者間の摩擦が大きいと、調整できないという結果でして、それを受けてうちの役員会で数年努力して、県の方にもお願いしながらしてきたのけども、やっぱり摩擦が生じるのが一番じゃないか、そういうことでこの現状の三重網の許可証ですか、その制限内で操業しないとイケんんじゃないかという、うちの方の結論。それで、米田委員さんの東部の方で声がないぞということですけども、県の方の言われたように、初めに西部さんに声かけさせてもらって、その後に東部さんの方に相談に行くようなことでしたけども、そこに、東部さんに行くまでにないということでした、なかなか県下の調整が難しい、この委員会で検討していただきたいということでしたけども、うちの役員会では現状の許可証の範囲で操業させてもらおうと。一番は摩擦が生じるという、他の操業に関しても全てに関してそれが一番じゃないかということで、現状でお願いすると。

〔景山委員〕 そういうことになるなあ、うん。やっぱりこの委員会も地元が一番にどうこうと言うわけじゃないですよ、やっぱり今の状態ではそうするしかないでしょうね。今年1年やってみて分かる。来年ね、またそういったようなことがあったら、また汗かいてみて、今年はそのするしかない。今はもう外部に行って、出してきたもん。まだ東部へ行く段階でもないですけど、現状のままでやるなら行かんでもいいわけだ。現状のままでどうもやって、それで、だからいいだが。

〔生越委員〕 分かりました。

〔松澤局長〕 ちょっとよろしいですか。

〔田口会長〕 どうぞ。

〔松澤局長〕 難しいと言えば難しいのだけど、元々出だしが何だったかということですね。中部振興協議会の我々に対する要望の出だしは元々何だったかということ、取締まりをこらえてほしいということだったのですよ。1時間延長するので、取締まりせんようにしてくれということだったのです。それで、それはできませんと、それはできんということで、

ただ、本当にヒラメをこう漁獲をするのにね、日の出から一定時間内の操業はどうしても必要だというのであれば、それはヒラメ網という許可を、新しく許可を考えて、その中で摩擦が起きんような許可内容にする、許可の数をコントロールするというところでやっていくしかありませんよという話をして、それならヒラメ網の許可を考えてもいいです、こういう話になったということです。だから、多分実態はね、中部においてはやっぱり日の出からかけて操業される者がおられるだろうなということは、容易に想定されるわけです。それで、我々としては現行の許可の中で操業するのであれば、それは認められないということを使うしかないのです。それで、私の方としては、じゃあその夜間操業、ヒラメ網をやってみてその夜間操業、どれぐらいの問題があるのか試験してみてもどうかというようなことも考えたのですが、漁場利用を巡るいろんな問題に発展しかねないので、この許可のいうのは下ろしますと、こういうところで現在はやっています。だから、これをどう考えるかということは非常に大事かもしれませんが、元々の要望は日の出から操業せないけないので、経営上、取締まりを堪えてごせえという話だったということです、よく認識をしていただきたいことは、はい。

〔田口会長〕 今の話で現行どおりの許可制で、許可で行うと。それで、その中にはお互いの自主規制というのが隠れているわけですが、そういうかたちでやる、やりたいということでしょうね。ただ、行政としてはそれではという、何か生首とられて中途半端だよと、どうやって規制したらいいのか、取締まったらいいいのかというのが分からんところなのだろうと思いますが。

〔松澤局長〕 はい。

〔田口会長〕 違いますか。

〔松澤局長〕 いやいや、そうなのです。ただね、行政庁が国にしても県にしても許可を、漁業の許可を出していますけれども、その許可とは別に、許可の内容をさらに厳しくするための自主規制というのがいっぱいあるわけです。

〔田口会長〕 うん、うん、うん。

〔松澤局長〕 ただ、我々がそれを承知しているということです、通常の場合。しかし、この問題に関してはよく分からんのですね、はっきり申し上げると。だから、もしその自主規制でやられる方が漁業者間も良いし、組合間も良いしということであれば、僕はそれを否定するつもりはないのだけでも、その自主規制の枠の中に行政が入る必要があると思うんですね。しっかりと認知する必要があると思うのです。だから、僕は決して自主規制という手法を否定するつもりはないのですが、今の状態だと我々には許可を出した以上、許可を管理する責任があるのです、それを果たすことができないということです。それで、前田が言いましたけれども、やはり当面の許可内容で、許可で置いとくしかない、答えはそうだと思います。とても新しい許可が出せるような状況じゃないです。しかし、そのことで漁場利用の問題が解決されたというふうには我々は思っていないということなので、これからどうするかというのはもう少し課内でも検討する必要があるかなというふうに思っております。はい。

〔田口会長〕 分かりました。それで、それで抑えましょうや。どうでしょう。

〔祇園委員〕 いいでしょうか。

〔田口会長〕 ええ。

〔祇園委員〕 やはり三重網も、何十年間の日の出から日没ということは許可の条件としてあるわけでした。ただ、これいろんな、これまで特に三枚網が多く漁船がやっとなる時にはいろんなトラブルがあって、もう午前中でないと網揚げが終了せんわけです。それをやってきておって、いろいろ取締まりにもあって、一応、三重というのは今ほとんどやってないんです。1、2隻が灘の方でやっとなるような状況ですけど、こういったやっぱり、せっかく一昨年でしょうか、中部との調整会議の会もできましたし、そういったところの互いのルールを守りながらやっぱりやっていくということについては、ひらめ網の新規許可を出した場合にはいろんなことが懸念されるので、ということで5号海区の方もこの度はそういったことで、お互いがルールを守りながら操業していこうやという意見でしたので、今の説明、あるいは協議の中で、この件についてはちょっと無理じゃないかということですので、それでいいじゃないかなと思います。

〔田口会長〕 どうですか。

〔武良委員〕 いいよ。もうやっぱり制度を、今までの制度をそのままだった中で、やっぱり時間を延ばすとか何とかというようなことをやればケリがつかん。うん。やっぱり現状の中に出されているとおりの、あれを踏襲するという格好の中で話を収めたらいいじゃないですか。

〔景山委員〕 それで、このひらめ網も、昔は三重網出した時にひらめ網なんていうのもなかっただけ。ないというのが網の発達、網の目の大きいやつができるようになったから、それで最近、そのヒラメ専門で獲れるようになった。昔はまだそんなヒラメの大きなものが獲れるような三重網がなかったもんね。

〔武良委員〕 ひらめ網にする中身が4寸ぐらいか。

〔景山委員〕 4寸くらい。

〔景山委員〕 遠藤君、それでいいか。

〔遠藤委員〕 はい。

〔景山委員〕 ねえ、とりあえずね。

〔遠藤委員〕 はい。

〔景山委員〕 今ここで、この会でな、調整委員さんにどうこうできるわけでもないし、じゃあ、部外者のもんは調整委員会も駄目だから、やっぱり地元が結局。

〔遠藤委員〕 検討していただいとってありがたいですけど、やっぱり漁師が摩擦するのが一番いけんですけ。

〔景山委員〕 昔あったがな。

〔遠藤委員〕 はい。

〔景山委員〕 検討してもらったと思います。

〔遠藤委員〕 はい、はい。

〔景山委員〕 ええ方、ええ方に解釈せないけんぞ。

〔遠藤委員〕 ええ方ですよ、解釈しますので。

〔田口会長〕 はい。じゃあ、

〔景山委員〕 よろしくお願いします。

〔田口会長〕 これで一件落着で、今回の場合、そういうふうにまとめたいと思います。これで本日予定しておりました議題は終了いたしました、その他案件がありましたら事務局

の方から、はい、お願いします。なしと、はい。じゃあ、なし、ありません。
〔田口会長〕 ありません。はい、分かりました。

その他

〔松澤局長〕 すみません。3月に海区漁業調整委員会が行われるかどうか、ひょっとしたら4月になるかもしれないので、ちょっと私一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。本当に長い間皆さまにお世話になりましたけども、この3月をもって退職をするということになります。水産振興局長に、平成22年度から水産振興局長になりまして、水産振興局長になったときにやりたいなと思ったこと、あるいは課題として解決しなければならないなと思ったことは、ほぼやることができた、少なくとも着手をすることができたなというふうに思っております。ひとえに皆さまのご協力、ご支援があればこそというふうに思っております。1つだけ申し上げておきたいのは、私の仕事の流儀というか、基本的な考え方は、あまり最初から他人の評価を気にする、そのことがあんまり気にするといいい仕事ができないのではないかというふうに思っておりました。ただ、私が個人として必要だと思ったことを単独でやるということは普通ないことでありまして、例えばこの漁業調整問題にしてもやはりこういう漁業調整委員会できちっと諮って、そこで認められたことでないと実現できないということでもありますので、そこでしっかりと説明をするというのが責任のある仕事の仕方だと思っておりますし、また信念を持ってやるということになるのかなというふうに思いますけども、その信念を持ってやること以上に実は重要なことは、聞く耳を持つということだと思っております。やはりその都度、都度、皆さんの意見に十分耳を傾けてですね、見直すことを躊躇することじゃなく、それは見直すべきときは見直すという、そういう姿勢がやっぱり必要だなというふうに思っております。このことは、水産振興局の皆さんにも私のメッセージとして残しておきたいなというふうに思っております。大変、長い間お世話になりました。ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

平成26年2月12日